

1. 件 名：中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力防災管理者（副原子力防災管理者）の選任・解任届について

2. 日 時：令和2年2月19日 13:00～13:48

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、岡村係長

中部電力株式会社

東京支社 原子力グループ 副長 他1名

5. 要 旨

中部電力株式会社から、同社浜岡原子力発電所の原子力防災管理者（副原子力防災管理者）の選任・解任届があった。

解任のみ届出であり副原子力防災管理者が減員となることについて、副原子力防災管理者の職務である、原子力防災管理者の補佐、原子力防災管理者の不在時の職務の代行を踏まえ、1名の減員があっても防災組織の機能が維持されているとの説明があった。

原子力規制庁より、平成31年4月19日の届出、令和元年6月5日の届出に続く減員であり、副原子力防災管理者について、防災組織が機能する上で選任しておくべき最低必要な人数について再度確認した。

中部電力株式会社から、原子力事業者防災業務計画に最低必要な人数として副原子力防災管理者を13名以上選任することとしている。また、至近3ヶ月の当直指揮者（副原子力防災管理者）の運用が確保されていることから、防災能力が維持されているとのことであった。

6. その他

配布資料：

資料 1 浜岡原子力発電所原子力防災管理者（副原子力防災管理者）の選任・解任届出書の提出及び必要最低人数の整理結果について（中部電力株式会社）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/ER/330000084.html